第十七条の表第十三条の項上欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第十三条第二項	報告を	通知を
	当該報告	当該通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十七条の表第十五条の項上欄中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、同項中欄及び下欄中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十七条の表第十六条の項上欄中「第十六条」を「前条」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第十九条中「第十一条から第十三条まで」を「第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段」に、「第十六条」を「第十六条後段」に改める。

第二十一条の見出しを「（行政庁等）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

（調理師法施行令の一部改正）

第十三条　調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を削る。

第一条の三第一項中「指定を」を「調理師法（以下「法」という。）第三条第一号の規定による指定を」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を削り、同条を第一条の二とする。

第一条の四中「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条を第一条の三とする。

第一条の五中「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条を第一条の四とする。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

第十八条を削り、第十九条を第十七条とし、第二十条を第十八条とする。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部改正）

第十四条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国債」の下に「（以下この条において単に「国債」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならない。

3　国債の記名者の居住地の都道府県知事は、国債の記名者の申出により、当該者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他経済的に困窮しているものであること及び当該国債につき法第三条第七項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

4　国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人の申出により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすること及び当該国債につき法第三条第七項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

第四条中「前二条」を「第一条第三項及び第四項並びに前二条」に、「及び」を「並びに」に改める。

（戦傷病者特別援護法施行令の一部改正）

第十五条　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「第十三条第二項」を「第十二条並びに第十三条第二項」に、「第十六条第一項」を「第十六条」に改め、同条第二項を削る。

第十五条中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部改正）

第十六条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国債」の下に「（以下この条において単に「国債」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　前項第一号の規定により国債（財務大臣が定めるものに限る。）を国に譲渡しようとする者は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならない。

3　国債の記名者の居住地の都道府県知事は、国債の記名者の申出により、当該者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者その他経済的に困窮しているものであること及び当該国債につき法第三条第七項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

4　国債の記名者の居住地の都道府県知事（国債の記名者が死亡した場合にあつては、当該国債の記名者の死亡の際における居住地の都道府県知事）は、国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人若しくは相続財産の管理人の申出により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすること及び当該国債につき法第三条第七項に規定する裁定の取消しが行われていないことの確認をするものとし、当該確認をした当該都道府県知事は、その旨の証明書を交付するものとする。

第四条中「前二条」を「第一条第三項及び第四項並びに前二条」に、「及び」を「並びに」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第十七条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「が都道府県の区域」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二号中「市町村長（」の下に「指定都市の長を除き、」を加え、同条第三号中「市町村（」の下に「指定都市を除き、」を加え、同条第四号中「ついての」の下に「審査請求（指定都市の長の行った特別児童扶養手当の支給に関する処分についてのものに限る。）」を、「異議申立て」の下に「又は再審査請求」を、「対する」の下に「裁決又は」を加え、「第四十八条」を「第二十七条の規定（同法第四十八条及び第五十六条」に、「同法第二十七条の規定」を「場合を含む。）」に改める。

災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、次項又は第四項に規定する証明書を添えて行わなければならない。